

14 公共施設の再編整備に係る複合化事業等への支援について

本市では、平成17年4月に1市4町2村による市町村合併により、庁舎やホール等の機能が重複する公共施設を多く抱えており、他の類似都市と比較して保有量も多く、公共施設の再編を一層進めていく必要があります。

国においては、地方公共団体における公共施設の集約化・複合化、老朽化対策への取り組みを後押しするため、長寿命化対策やコンパクトシティの推進（立地適正化）に係る事業を追加するなど内容を拡充した「公共施設等適正管理推進事業債」を創設されたところであります。

本市では、「富山市公共施設等総合管理計画」や、学校や市営住宅等の個別具体の施設の見直し方針を定めた「富山市公共施設マネジメントアクションプラン」を策定し、個々の施設の再編整備等に向けて住民合意を進めているところでありますが、**「公共施設等適正管理推進事業債」の期限である令和3年度末までに、起債条件である整備等を完了させるのは非常に困難な状況にあります。**

つきましては、「公共施設等適正管理推進事業債」の期間の延長と、起債対象外となっている**庁舎機能への対象範囲拡大**について格段の配慮をお願いします。

主な事業

- ・ 中規模ホール整備事業（ホールの集約化）
- ・ 大沢野地域公共施設複合化事業（ホールや集会施設、図書館等の複合化）
- ・ 大山地域公共施設複合化事業（ホールや集会施設、図書館等の複合化）